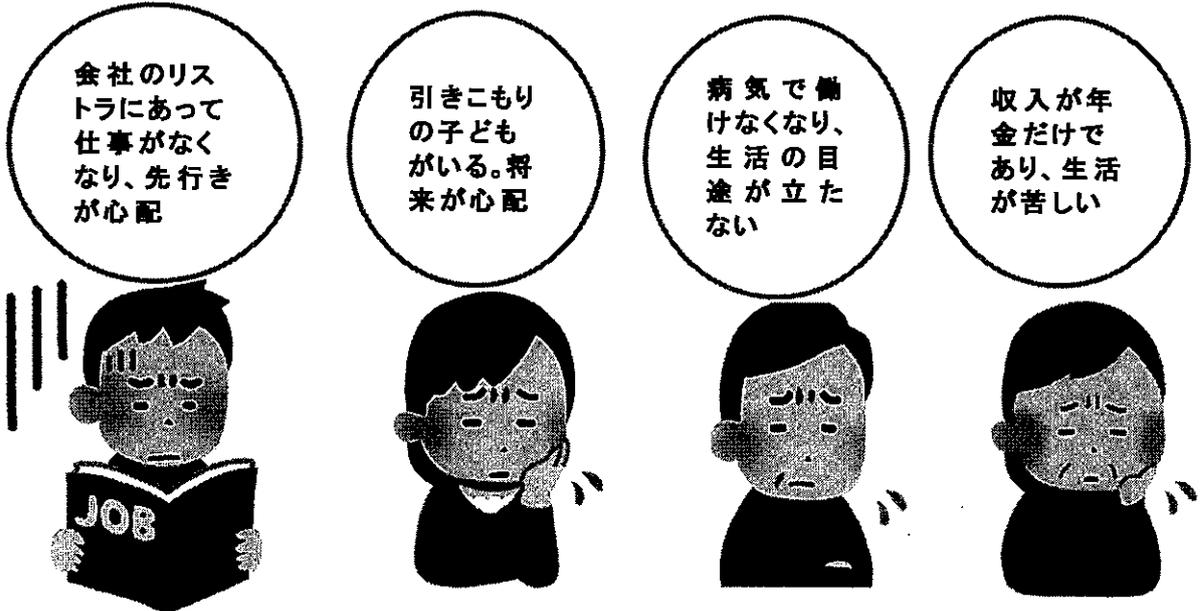


「生活のこと」「仕事のこと」など
お困りごとで悩んでいませんか

ひとりで悩まずご相談ください



相談員があなたに寄り添いながら
解決に向けてサポートしていきます

相談方法 : 来所、電話での相談のほか、窓口に来られない場合は相談員が訪問いたします。まずはご連絡ください。

対象者 : 三木市にお住まいで、経済的に困っている方
(生活保護を受けている方を除きます)

- ◆場 所 : 三木市役所 福祉課 生活支援係
- ◆電 話 : 0794-89-2332 (直通)
- ◆受付時間 : 月曜日から金曜日 (祝日及び年末年始を除く)
午前8時30分から午後5時まで
- ◆相談費用 : 無料

平成27年4月、生活困窮者自立支援法が施行されました。仕事や暮らしのことで経済的にお困りの方に対して、専門の相談支援員が相談をお伺いし、一人ひとりの状況に寄り添いながら、自立に向けた支援を行う事業を開始しました。

事業の概要

就労支援事業

ハローワーク等連携した就労支援のほか、各個人の適性や希望にあった仕事探しを支援します。

就労準備支援事業

「離職してから時間が経過している」「ひきこもり状態にある」「仕事をする自信がない」などの理由により就労することが困難な方に対して、個々のプランを作成し、就労体験を通し就労に向けたサポートをします。

住居確保給付金の支給

離職や減収などにより住居を失った方や失うおそれのある方に、就労に向けた活動をするを条件に、一定期間において家賃相当額を支給します。*支給には条件があります。

一時生活支援事業

住居のない方で収入が一定水準以下の方に、一定期間において宿泊場所や衣食の供与などを行います。

家計改善支援

家計に課題を抱える方とともに、家計表やキャッシュフロー表を活用し、家計の見える化を図り、必要に応じて、債務相談や貸付窓口の紹介などを行い、自ら家計を管理できるように支援します。

食材と生理用品の無償提供

食べるもの等に困っている方に、各種団体から提供いただいたお米や生理用品を窓口にてお渡しします。

相談支援の流れ

- ① どんなことで困っているかお話を伺い、問題や悩みを確認し、一緒に整理します。
- ② 自立に向けた支援プランを一緒に作成します。
- ③ プランに沿った支援を行います。
- ④ 自立に向け継続的に支援を行います。